

## 港町魚市場跡石碑の取扱いについて【追加情報】

公募土地の南東部には、明治7年に当街区に魚市場が開設されたことを記した石碑が設置されており、本事業においても、敷地内において、適切に活用してください。

活用にあたっては、事業コンセプトや建物計画に適合させるための敷地内での移設（設置場所は屋内・屋外を問いません）や一部改良は可能ですが、当該石碑は、引き続き本市が所有するため、改良内容や設置形態等については、事業予定者と本市が協議の上、決定することとします。

移設費は本市が負担します。また、移設後の当該石碑の設置部分は、非収益部分として、土地の貸付料の算定に反映します。